

(4) 生活保護

病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、不足分を保護費として補てんする制度です。あらゆる手段を尽くしても、それでも生活のメドが立たないときに、初めて適用されます。

保護の申請の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。



覚えておくとよいこと

- ・決定までに14日～30日かかります。
- ・決定したら、必要なすべての書類を揃えて提出した日にさかのぼって支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。

📞 問い合わせ先 **各市の福祉相談窓口** ➡ P94
各町村管轄の福祉事務所 ➡ P97

(5) 生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられており、貸付条件があります。貸付利率は資金の種類によって無利子の場合もあります。詳細については下記へお問い合わせください。

👤 対象となる人

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、金融機関等からの融資が困難な世帯

📞 問い合わせ先 **お住まいの地区の民生委員か、沖縄県社会福祉協議会**
<http://www.okishakyo.or.jp> ➡ P95

5. 離島に住む人向けの制度を知りたい

(1) がん治療の渡航費助成

本島等での治療が必要ながん患者さんに対し、渡航費や宿泊費の一部を助成する制度です。対象者は、離島に住所がある方で、以下の通りです。



- ①悪性新生物疾患（がん）に罹患している方で、主治医が「居住地以外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方
- ②「特定疾患」「小児慢性特定疾患」などの受給者証を持っている方で、主治医が「居住地以外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方
- ③上記のうち、未成年もしくは要介護者または要支援者で、市町村が必要と認めた場合の付き添いの方（患者の2親等以内の親族に限る）

📞 問い合わせ先 **各市町村役場窓口** ➡ P94

(2) 離島・へき地のがん患者等の宿泊支援

離島・へき地に居住するがん患者さんが、地域では受診できない放射線治療のため、放射線治療が可能な本島の9病院で治療を受ける場合、治療に必要な宿泊費の割引を行います。 (2017年11月現在)

👤 対象となる人

放射線治療を実施している本島の9病院で、外来の放射線治療を受けている離島・へき地のがん患者さんと必要な付添人（1人）

【対象居住地】本島と橋が架かっていない離島および本島の名護市以北
 【対象宿泊施設】沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟し、指定された宿泊施設。具体的な宿泊施設は、下記までお問い合わせください。

📞 問い合わせ先 **沖縄県保健医療部健康長寿課** 📞 098-866-2209
放射線治療を行っている本島内の9病院 ➡ P30